

京都市精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例（平成18年3月27日京都市  
条例第123号）（保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課）

障害者自立支援法の一部の施行により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部が改正され、地方精神保健福祉審議会の組織に関し必要な事項を条例で定めることとなることに伴い、本市が設置している京都市精神保健福祉審議会に関し必要な事項を定めることとしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

京都市精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年3月27日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第123号

京都市精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例

京都市精神保健福祉審議会条例の一部を次のように改正する。

第5条を第8条とする。

第4条第2項中「の指名する」を「が指名する」に、「委員」を「委員等」に改め、同条を第7条とする。

第3条第3項中「委員」の右に「及び議事に関係がある臨時委員（以下「委員等」という。）」を加え、同条第4項中「委員」を「委員等」に改め、同条を第6条とする。

第2条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(臨時委員)

第5条 審議会に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 第2条第2項の規定は、臨時委員について準用する。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査又は審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

第1条の次に次の2条を加える。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者

(2) 精神障害者の医療に関する事業に従事する者

(3) 精神障害者の社会復帰の促進又はその自立及び社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に京都市精神保健福祉審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の京都市精神保健福祉審議会条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2項の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第3条第1項の規定にかかわらず、同日における障害者自立支援法附則第45条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第10条第3項の規定により任命された京都市精神保健福祉審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の日から平成21年3月31日までの間に市長が委嘱した委員（前項の規定により市長が委嘱したものとみなされる委員を除く。）の任期は、改正後の条例第3条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)